

**令和 7 年度  
第 1 回新居浜市地域包括支援センター運営協議会  
次 第**

＜日 時＞ 令和 7 年 4 月 2 4 日（木）  
1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

＜場 所＞ 新居浜市役所 5 階 大会議室

- 1 第 1 回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
  - (1) 令和 7 年度実施体制について
  - (2) 令和 7 年度事業の詳細について
  - (3) 令和 7 年度重点事業について
  - (4) 令和 6 年度認知症初期集中支援チーム検討委員会について
  - (5) その他

**【地域包括支援センター運営協議会 資料】**

- 1 令和 7 年度実施体制
- 2 令和 7 年度 新居浜市地域包括支援センター事業一覧
- 3 在宅緩和ケア推進モデル事業について
- 4 令和 6 年度認知症初期集中支援チーム検討委員会

## 新居浜市地域包括支援センター運営協議会

### 委員名簿（五十音順）

	団体名	氏名
1	愛媛県看護協会	石橋 保枝
2	新居浜市保健センター	井手 洋子
3	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	伊藤 智恵美
4	新居浜市国民健康保険運営協議会	鴻池 多喜子
5	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会	佐々木 玲子
6	新居浜市歯科医師会	白石 亨
7	新居浜市社会福祉協議会	白石 亘
8	新居浜市民生児童委員協議会	曾我部 美由紀
9	新居浜市老人クラブ連合会	浜本 哲生
10	新居浜市連合自治会	久石 保
11	学識経験者（愛媛県立医療技術大学）	宮内 清子
12	愛媛県社会福祉士会	山本 豪
13	新居浜市女性連合協議会	吉田 満利子
14	新居浜市医師会	吉松 泰彦

# 令和7年度実施体制

資料1



令和7年度 新居浜市地域包括支援センター事業一覧

資料2

事業・業務	内容
指定介護予防支援事業	要介護認定の結果が要支援1・2となった高齢者等の内、給付サービスを利用する者に対し介護予防のサービス計画(ケアプラン)を作成して介護予防を推進する。地域包括支援センターが介護予防の居宅支援事業所として指定を受けて実施することとなっている。居宅介護支援事業所に一部の介護予防サービス計画作成を業務委託している。委託事業所に対してのケアプランの指導も行う。
保健事業・介護予防一体的実施事業	75歳以上の疾病予防である保健事業と介護予防を一体的に実施することでフレイルを予防し、健康寿命の延伸を図る。
地域支援事業	高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援する事業。市に実施責任があり、業務委託として地域包括支援センターに委託できる。新居浜市の場合は地域包括支援センターが直営であるため、責任主体介護福祉課、実施主体地域包括支援センターとして相互に協議・調整し推進している。
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	要支援者等への介護予防と生活支援を総合的に推進していく事業。地域住民も含めた多様な主体による多様なサービスの充実により、効果的・効率的な支援を目指す。新居浜市では、生活支援体制整備事業と一緒に推進していくことにしている。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者や基本チェックリストにより該当となった「事業対象者」に対して、訪問型サービス、通所型サービス(従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当)及び介護予防ケアマネジメントを提供することにより、要支援者等の自立を支援する。
介護予防ケアマネジメント	事業対象者に対するケアマネジメント計画(介護予防給付におけるケアプランに相当)を作成し、自立を支援する。地域包括支援センターが行う事業であるが、業務委託契約により居宅介護支援事業所に委託することができる。委託事業所に対してのケアマネジメントの指導も行う。
訪問型サービスC	生活支援体制整備事業、地域ケア(推進)会議等と連携して市による短期集中指導による自立支援に資するメニューを実施する。
生活改善個別指導事業	生活改善が必要な要支援・事業対象者に専門職が訪問指導等を行い、日常生活の自立を図り、要介護状態になることの予防、自立を支援。
一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象とした日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりなど高齢者の生活機能全般の改善を目指していく。
介護予防普及啓発事業	高齢者が自分らしく生き生きとした生活が送れるように、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自発的な活動の育成・支援を行う。
介護予防教室	生活機能の維持・向上を図るため、介護予防の基本的な知識を学習する教室を開催し、自分の身体に合った介護予防への取り組みを支援する。身体機能、口腔機能、栄養改善の複合プログラムを実施している。
地域介護予防活動支援事業	介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援など、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるように支援する。
健康長寿地域拠点づくり事業(大島地区運営費)	自治会館等自宅から歩いて行ける通いの場を活用して、高齢者に低下しやすい運動機能の維持・向上を目指した体操プログラム「こいほま元気体操 介護予防編」(通称「ピンピンケラリ(PPK)体操」、お手玉やセラバンドを使って行う)に取り組むなど住民が主体的に介護予防環境づくりを進める。申請団体に対し8万円上限の開設準備金、3万円上限の継続支援金制度有り。(大島地区の運営を行う。)
地域リハビリテーション活動支援事業	通いの場等でPPK体操の指導や住民主体の介護予防を支援できる市民体操指導士を養成するなど、リハビリテーション専門職を活用し、各種介護予防事業の取組を専門的な知見により強化を図る。
包括的支援事業	従来は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務が包括的支援業務の主な内容であったが、制度の改正により、高齢者施策の拡充を目的として、在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の新しい事業が追加となった。また、地域ケア会議が制度的にも位置づけられることとなり、その充実が求められることになった。
総合相談支援業務	高齢者の心身の状態や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス・機関または制度の利用につなげる。また、地域における関係者とのネットワークの構築を推進する。
ランチ連絡会・学習会	地域包括支援センター職員とランチとの情報共有や、ランチが地域の話し合いの進行役になるための学習会などを毎月実施する。
権利擁護業務	高齢者の金銭管理問題、虐待対応、消費者被害等について、ケースの相談や関係者・関係団体(虐待対応専門職チーム(県社協、弁護士会)、警察、消費生活センター等)との調整、介護福祉課高齢福祉係の措置への橋渡しの業務を行う。
成年後見制度等の利用支援	自身や家族で金銭を管理できない状況にある高齢者に対し、成年後見センターの構成機関として、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業や介護福祉課高齢福祉係による市長申し立ての成年後見に繋げる。
消費者被害に対する啓発	消費生活センター職員を加わっての消費者被害の情報共有等を行う。
高齢者虐待対応	高齢者に対する虐待に対処し、介護福祉課高齢福祉係による成年後見制度や施設への保護につなげていく業務。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	市内の介護支援専門員に対する支援や指導を行うとともに、ケアマネジメントが円滑に行えるよう関係機関の連携・調整等環境整備を行う。
介護支援専門員連絡協議会	介護支援専門員連絡協議会の事務局として運営を支援する。
地域リーダー養成	主任介護支援専門員の中から地域で活躍できる人材を育成する。県と協働して演習・研修等を行う。
地域ケア会議推進事業	多職種協働による個別ケースの検討を通じて、個別課題の解決や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行い、また、地域課題の把握や地域支援ネットワークの構築を推進している。
事例検討型	支援が困難な事例等の検討を、支援関係者・地域関係者を中心に行っている。
ケアマネジメント支援型	リハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士、主任介護支援専門員等の専門職により介護予防や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っている。また、多職種が連携してケアマネジメントを支援できるよう専門職が有志で学習会を開催、包括が事務局を務める。
地域ケア推進会議	事例検討型・ケアマネジメント支援型の両会議から抽出された地域課題の解決に向けた協議を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方が必要な高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携のために必要な事業を行っていく。
協議会・部会	在宅医療と介護の連携に関する課題の抽出・解決の協議を行うため関係者で設置する。新居浜市では部会を設けて解決に向けた実質的な協議を行う。
研修会、講演会、啓発	医療関係者への介護の研修、介護関係者への医療の研修、連携の研修、市民への講演等を実施する。
社会資源広報	医療と介護に関する資源情報をマップ化するなど活用しやすく広報する。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができるように、認知症についての理解を広め、地域全体で認知症高齢者の生活を支援していく事業。
認知症初期集中支援事業	関与しないと診察や適切な介護サービスに繋がらない認知症高齢者等に対し、チーム員の訪問や専門医の助言により適切な医療・介護サービスに繋げる。
認知症ケア向上推進事業	認知症ケアパスを普及啓発させるなど認知症に対する支援体制を構築することで、認知症高齢者等にやさしい街づくりの取り組みを進める。
オレンジネットワーク	認知症等で行方不明になった場合に、早期に発見する地域のネットワーク。警察と連携しつつ、行方不明者発生時には、協力機関へ情報配信を行い、事前登録も実施している。
地域SOSネットワーク	地域による独自の認知症行方不明者捜索活動等を支援する。「すみの見守り・SOSネットワーク協議会」がH27.4.1、「泉川見守り・SOSネットワーク協議会」がH29.7.1に発足している。
生活支援体制整備事業(健康長寿コーディネーター配置事業)	生活支援コーディネーター(新居浜市では健康長寿コーディネーター、事業名も「健康長寿コーディネーター配置事業」としている。)と協議体が協力して地域における支え合いの仕組みを相談し、多様な主体による生活支援サービス創出を図る。協議体は、コーディネーター、福祉関係者(民生委員・社協等)、自治会、介護事業所などから必要に応じて構成する。
第1層協議体	第1層コーディネーターとともに市域全体について協議し、政策形成につなげる。新居浜市では、現在のところ地域包括支援センター運営協議会が担っている。
第2層協議体(旧地域ケアネットワーク推進協議会)	校区ごとに、第2層コーディネーター、ランチ、校区担当が地域住民とともに、地域課題の抽出、課題解決策の検討を通じて地域支え合い活動を促進していく。
社会資源広報	自立した生活に資する地域の各種社会資源情報をポータルサイト(あらいさんとはまちゃんのにじいろケアポータル)等で広報する。
任意事業	介護給付適正化事業は介護福祉課、家族介護支援事業は介護福祉課高齢福祉係が中心となって実施し、その他の介護保険事業の運営の安定のための事業等を介護福祉課と地域包括支援センターでそれぞれ実施している。
家族介護支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を行っていく。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場所。認知症の人やその家族の地域社会からの孤立を防ぎ、心理的軽減に寄与すると共に、介護負担軽減や適切な支援により、地域や在宅生活の安定につながる事業。
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行っていく。
認知症サポーター養成講座	市民誰もが認知症について正しく理解し支援が行えるよう、認知症サポーター養成講座を開催する。また、パンフレットを作成し啓発を図る。一般市民のほか、学校や企業も対象に開催している。

# 在宅緩和ケア推進モデル事業について



新居浜市

地域包括支援センター



新居浜

# 《在宅緩和ケアシステムの目的》

・患者・家族が

納得した医療を受け

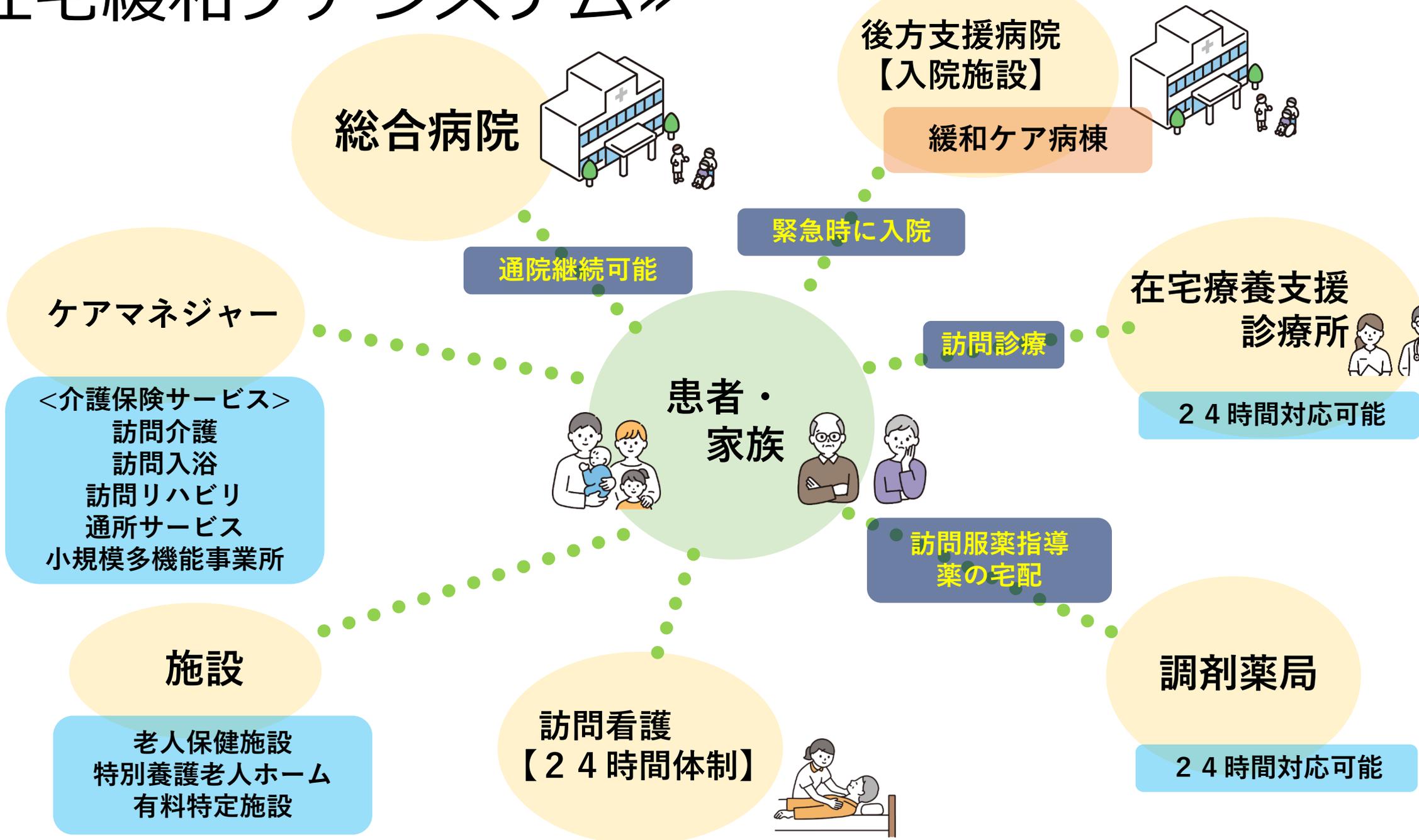
納得した療養生活を送り

納得した人生の最期を過ごすことができる

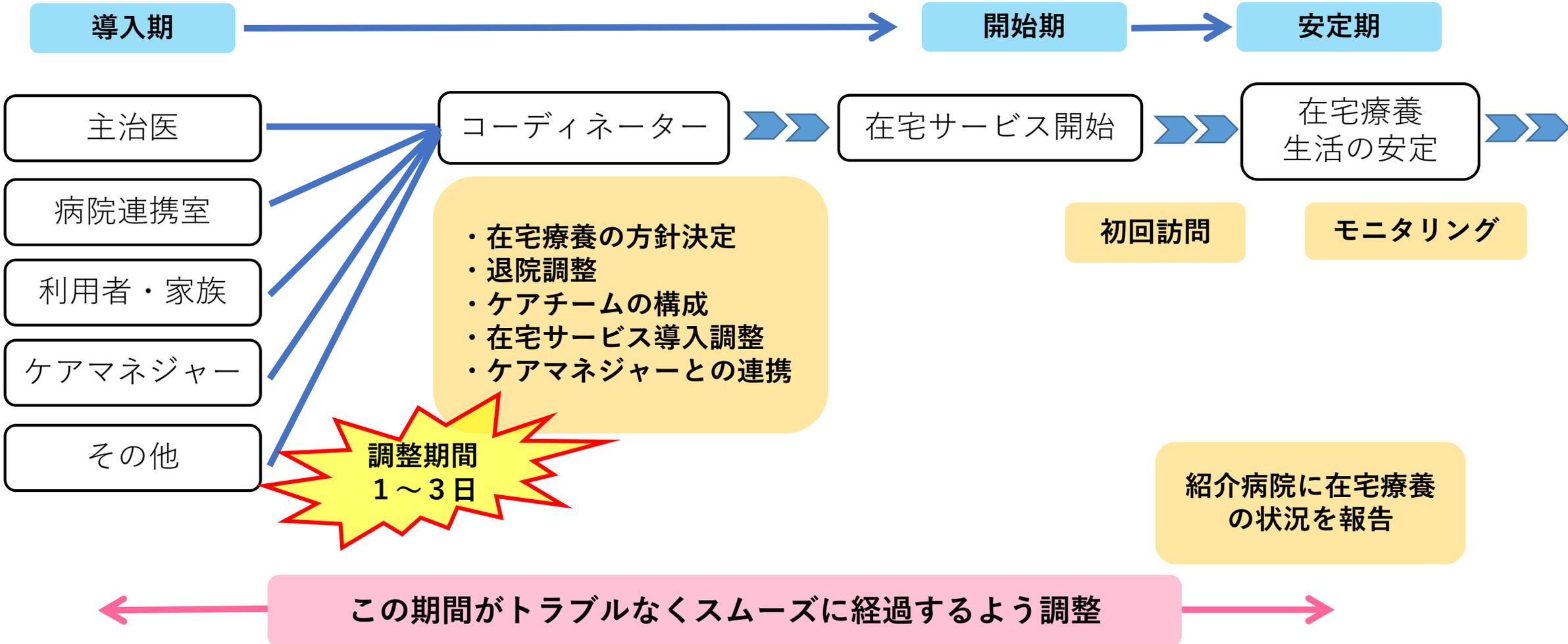
・質の高い緩和ケア = 質の高い治療技術 + 質の高い緩和医療

これらを安心・安楽に患者へ提供できる。

# 《在宅緩和ケアシステム》



# 在宅緩和ケアコーディネーターの活動



# 現在の新居浜市の状況

導入期

開始期

安定期

主治医

病院連携室

市内の病院・診療所  
医師

在宅サービス開始

在宅療養  
生活の安定

ケアマネジャー

訪問看護師

がんセンター医師が直接市内の医師へ連絡。患者を受け入れてもらえる確認。

急な対応を迫られ十分な調整期間なし

医師が、直接関わりのあるケアマネや看護師へ患者を担当してほしいことを伝える。

慌ててサービス始める

本人の意向や病状把握もあまりわかっていないままカンファレンス→そのまま退院、在宅へ患者の情報提供は後日。

- ・在宅療養の方針決定
- ・退院調整
- ・ケアチームの構成
- ・在宅サービス導入調整
- ・ケアマネジャーとの連携

上手く連携できていない状況…

紹介病院に在宅療養の状況を報告

がん拠点病院

バックアップ病院

紹介

患者情報

患者情報

緊急入院に  
備えたベッド調整

在宅緩和ケア  
コーディネーター

訪問看護  
ステーション

かかりつけ医

調剤薬局



# 今後について…

## 【令和7年度～】

- ・県から予算を含め、運営の補助をしてもらいながら実施。

- ・在宅緩和ケア推進モデル事業を開始。

運営委員会を中心に、愛媛県在宅緩和ケア推進協議会委員の協力を得ながら運営を行っていく。

6月：市内の医療・介護関係機関に対して、【在宅緩和ケア推進モデル事業】についての周知啓発を行う。

運営委員会を設置。

※医師、訪問看護師、ケアマネジャーなどの団体から運営員会のメンバーを推薦してもらい、メンバーを決定していく

定期的に症例検討会＋運営員会を実施。

講演会をできれば実施予定。

# 今後について…

## 【令和8年度～】

- ・新居浜市の予算で実施していく。
- ・定期的に症例検討会+運営委員会
- ・年1回は講演会を実施。

## 令和6年度「認知症初期集中支援チーム」検討委員会

### 1 新居浜市認知症初期集中支援チームについての協議

日 時：令和7年2月17日（月） 19：00～19：30

場 所：医師会館 大会議室

参加者：認知症初期集中支援チーム員10人（医師3人、医療機関ソーシャルワーカー3人、地域包括支援センター職員4人）

地域包括支援センター所長

内 容：

#### 1 認知症初期集中支援チームの稼働状況

チーム員数15名（専門医3名、専門職12名）

チーム員会議開催数2回

相談件数6件（うちチーム対象件数0件）

（内訳）

- ・家族が受診やサービス利用を望まない等同意を得られないケース：3件
- ・入院後介護保険申請しサービス利用に繋がったケース：1件
- ・一般病院へ入院となったケース：1件
- ・地域包括支援センターで通常対応となったケース：1件

#### 2 令和6年度新規対象事例の進捗報告

#### 3 昨年度の検討事項と今年度の取組み

##### （1）昨年度の検討事項

周知啓発の強化として、チラシの見直し変更及びホームページの整備。

- ・令和6年4月開催の運営協議会でいただいた意見等を踏まえてチラシを変更。チラシにホームページにアクセスできる二次元コードも掲載。
- ・ホームページには個人が特定されない範囲で事例の紹介を行い、チラシよりも更に詳細な情報が得られるように改良。
- ・令和6年度に改訂した認知症ケアパス配布時にチラシを同封し、各医療機関や居宅介護支援事業所に送付。

##### （2）今年度の取組み

作成したチラシで広く周知啓発を行うとともに、随時チラシやホームページの見直しを図り、より効果的な周知啓発に努めていく。

# もしかして認知症？

ご相談ください

資料 4-2  
(H29 作成チラシ)

医療や介護サービスにつながるように支援します

わたしの財布がない  
盗られたのかも…

お母さんは認知症かしら？  
でも病院に行くのは嫌がるし  
どうしよう…

最近何度も同じ話を  
するようになったな



認知症が疑われる方やご家族を認知症初期集中支援チームがサポートします。

認知症初期集中支援チームとは…

認知症の専門医師、保健師、精神保健福祉士等で構成されたチームです。チーム員が家庭訪問し、困っていることを伺い、おおむね6か月を目安に医療や介護につなげるために集中的に支援を行います。



新居浜市地域包括支援センター (新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所2階)

☎65-1245

8:30~17:15 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

## 対象者

自宅で生活している40歳以上の新居浜市民で、認知症の疑いがある人または認知症の人で次の①～④のいずれかに該当する人

- ①認知症の診断を受けていない人(受診が必要と思われるが、受診困難な人)
- ②認知症の診断は受けたが治療を中断している人
- ③適切な介護サービスに結び付いていない人
- ④認知症による症状が強く、対応に困っている人



## 支援内容

- 医療機関への受診支援
- 介護サービスの利用支援等、生活支援
- 身体を整えるケアの支援
- 人権を守る支援
- 心理症状(幻覚、妄想、暴力、徘徊等)対応支援



早期相談、早期診断により症状を軽くしたり、進行を遅らせたりすることが期待できます。ひとりで悩まず、地域包括支援センターや次の協力機関へご相談ください。

### 地域包括支援センター相談協力機関

機関	住所	電話番号
はびねす	若水町 1-9-18	34-6813
きぼうの苑	西の土居 2-8-12	33-4488
新居浜市社会福祉協議会	庄内町-6-11-46	32-8339
アソカ園	郷 3-16-58	46-5251
宝寿園	荷内町 6-21	67-1766
ふたばの森	船木 3101-1	47-4542
三恵	菟生 67-60	40-3370
おくらの里	御蔵町 11-23	31-6116
新居浜市社会福祉協議会別子山分室	別子山乙 241-6	64-2350

# 認知症初期集中支援チーム

## を知っていますか？

資料4-3  
(R5作成チラシ)

5分前と同じことを  
言ったり聞いたりして  
いる

下着を変えず、身だ  
しなみを気にしなく  
なった

慣れたところで  
道に迷う

些細なことで  
怒りっぽくなった



このような様子があり、  
病院を勧めるも嫌がる

etc...

▶ 認知症かも？と思ったら、まずは地域包括支援センター、  
相談協力機関（裏面）にご相談ください。



### 認知症初期集中支援チームとは

専門的な知識を持つ認知症サポート医、精神保健福祉士、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師で構成される、認知症の支援チームです。

#### <支援の対象者>

自宅で生活している40歳以上の新居浜市民で、認知症の症状などでお困りの方

- ◎認知症の治療を受けさせたいが、本人が受診を拒否している。
- ◎認知症の診断は受けたが、治療を中断している。
- ◎認知症の症状が強く、対応に困っている。
- ◎介護サービスを利用したいが、どうしたら良いかわからない。



#### <どんなことが行われるの？>

- ①家庭訪問をし、生活の様子や困っていることを伺います。
- ②専門職などと必要な支援について話し合います。
- ③必要に応じて、専門病院の受診、介護サービスや地域の活動などへつながるようにお手伝いします。

相談  
窓口

新居浜市  
地域包括支援センター

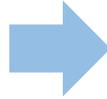
☎0897-65-1245

住所：新居浜市一宮町一丁目5番1号（新居浜市役所2階）  
受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）

## 認知症初期集中支援チームの流れ

### 地域包括支援センターへ

電話や窓口にてご相談ください。



相談内容によっては、支援チームではなく、地域包括支援センターが対応します。

### 認知症初期集中支援チームへ

認知症初期集中支援チームがご自宅を訪問し、認知症についてのお困りごとや心配なことを、確認させていただきます。

### 初期集中支援の実施

チーム員会議を行い、状況に合わせて対応を行っていきます。  
(概ね6ヶ月)

### 関係機関への引継ぎ

安定的な支援につながったことを確認の上、関係する機関へ引継ぎます。



### <地域包括支援センター相談協力機関>

機関	住所	電話番号
はびねす	若水町1-9-18	34-6813
きぼうの苑	西の土居町2-8-12	33-4488
新居浜市社会福祉協議会	庄内町6-11-46	32-8339
アソカ園	郷3-16-58	46-5251
宝寿園	荷内町6-21	67-1766
ふたばの森	船木3101-1	47-4542
三恵	菘生67-60	40-3370
おくらの里	御蔵町11-23	31-6116
新居浜市社会福祉協議会 別子山分室	別子山乙241-6	64-2350

早期相談、早期診断により、症状を軽くしたり、進行を遅らせたりすることがあります。一人で悩まず、早めにご相談ください。



# もしかして 認知症？

資料4-4  
(R6作成チラシ)

同じことを  
言ったり聞いたりする

身だしなみを  
気にしなくなった

些細なことで  
怒りっぽくなった

慣れたところで  
道に迷う



認知症に関する悩みは

**地域包括支援センター または 協力機関** にご相談ください。

## 新居浜市地域包括支援センター (市役所2階)

☎ 0897-65-1245

協力機関	住所	電話番号	担当校区
はびねす	若水町1-7-6	34-6813	新居浜・宮西
きぼうの苑	西の土居町2-8-12	33-4488	惣開・若宮
新居浜市社会福祉協議会	庄内町6-11-46	32-8339	金子・金栄
アソカ園	郷3-16-58	46-5251	神郷・高津・浮島
宝寿園	荷内町6-21	67-1766	垣生・多喜浜・大島
ふたばの森	船木3101-1	47-4542	泉川・船木
三恵	萩生67-60	40-3370	中萩・大生院
おくらの里	御蔵町11-23	31-6113	角野
新居浜市社会福祉協議会 別子山分室	別子山乙241-6	64-2350	別子

### 認知症初期集中支援チーム



ご自宅を訪問して困っていることを伺い、6か月を目安に医療や介護につながるように集中的に支援するチームがあります。認知症の専門医師、保健師、精神保健福祉士などで構成されています。



# 対象者

40歳以上の、自宅で生活している認知症の人や認知症が疑われる人のうち

認知症の診断を受けていない、  
または治療を中断している人



適切な医療サービスや介護  
サービスを受けていない人



医療・介護サービスを利用して  
いても、症状が悪化して対応に  
悩んでいる人



など

## 相談から支援までの流れ

### 地域包括支援センターに相談

電話や窓口にてご相談ください。

※相談内容によっては、チームにつながず、地域包括支援センターが対応することもあります。

### 訪問（初回訪問）

チーム員がご自宅を訪問し、困りごと・心配ごとについて具体的にお話を聞きます。

### チーム員会議

本人や家族の状態に合わせて、支援方針を検討します。

### 初期集中支援の実施

支援方針に沿った具体的な支援を行います。（おおむね6か月）

- 認知症の症状にあった対応等のアドバイス
- 専門医療機関への受診促し・調整
- 必要な介護サービスへのつなぎ など

### 関係機関への引継ぎ・支援



新居浜市地域包括支援センターのホームページでは、チームが対応した事例の紹介など、詳しい内容を掲載しています。ぜひご覧ください。

早期相談、早期診断により症状を軽くしたり進行を遅らせたりすることが期待できます。ひとりで悩まず、早めにご相談ください。



相談窓口

新居浜市地域包括支援センター ☎ 0897-65-1245

新居浜市一宮町1-5-1（新居浜市役所2階） 受付時間：8:30～17:15